

Ⅲ【循環社会】

環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する 社会経済システムの実現

目指す将来の姿

- 廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じて、資源としてできる限り利用するシステム構築と実践者の拡大により4つのRが定着しています。
- リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備等が進み、リサイクル産業が県経済に大きく寄与しています。
- 廃棄物をエネルギーとして活用するなど、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和が図られ、エネルギーの地産地消に貢献しています。
- 環境への負荷が低減される廃棄物の処理体制や施設整備が進み、適正な処理が行われています。
- 環境と経済成長とが両立した持続的に発展可能な社会の形成が進んでいます。

Ⅲ－1 4R社会の実現

ア 目 標

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、廃棄物のリフューズ・リデュースに努めるとともに、廃棄物とされたものについてはリユース・リサイクルを通じて資源としてできる限り利用するシステムの構築を推進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します

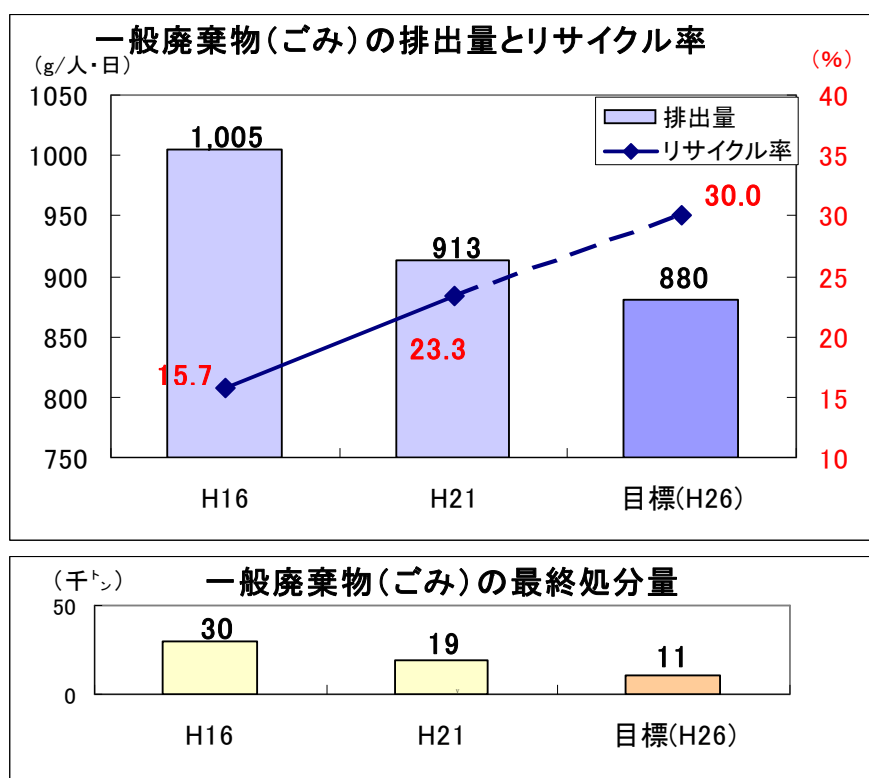
主な目標指標	現 状 (平成21年度末)	目 標 (平成26年度末)
一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり)	913グラム	880グラム
一般廃棄物のリサイクル率	23.3%	30%
一般廃棄物の最終処分量	19千トン	11千トン
産業廃棄物の排出量	576千トン	576千トン

産業廃棄物のリサイクル率	75.5%	76%
産業廃棄物の最終処分量	27千トン	23千トン

イ 現状と課題

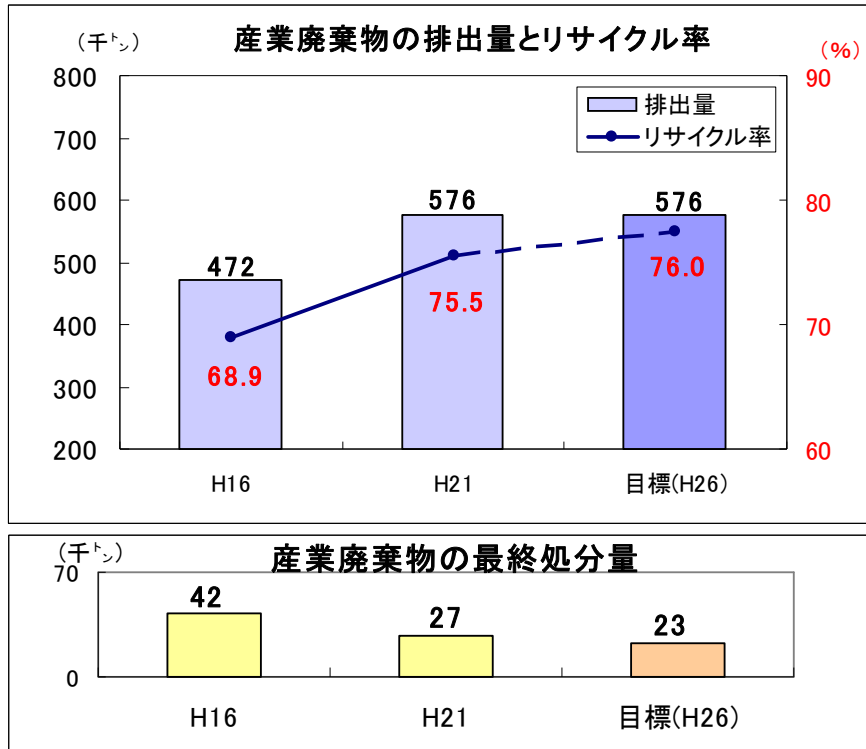
(一般廃棄物)

- ・ 市町村のごみ袋の有料化や生ごみの資源化の取組等により、排出量は着実に減少し、リサイクル率は順調に向上してきました。
- ・ 一方、市町村のごみ処理に要する経費は、県民1人当たり年間12,400円(H21年度)かかっており、排出量は年々減少しているものの分別収集区分の細分化に伴う収集運搬経費の増加等により概ね横ばいで推移しています。
- ・ 今後は、産学官が連携して廃棄物の特性に応じた効率的なごみ減量リサイクルシステムの構築を推進していくとともに、各家庭における生ごみや紙ごみの資源化、水切りの徹底等の実践活動を更に拡大していく必要があります。



(産業廃棄物)

- ・ 平成21年度の排出量は、民間の解体工事の増加に伴い建設系の産業廃棄物を中心に増加しましたが、リサイクル率は廃プラスチック類の燃料化が進んだこと等により順調に向上してきました。
- ・ 今後は、建設リサイクル法に基づき、適正分別・リサイクルの指導の徹底を図るとともに、多量排出事業者等に対するきめ細かな指導・助言を通じて、排出量の抑制を図っていく必要があります。



ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における生ごみの水切り・堆肥化の推進、紙ごみ（特にミックスペーパー）等の分別排出 * ミックスペーパー： <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもので、従来可燃ごみとして焼却されることが多かった紙ごみ（例：菓子等の紙箱、包装紙、封筒、パンフレットなど） 地域における資源回収や市町村の分別収集へ協力 マイバッグの使用促進、レジ袋や過剰包装の辞退 使い捨て商品の購入自粛、リサイクル商品等の優先的な購入（グリーン購入） <p>(NPO)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会、イベントなどによる積極的な情報発信と普及啓発 ごみの減量・リサイクルに向けた率先活動 行政とは異なった視点からの4R活動の推進 行政、排出事業者等に対する提言や事業提案
事業者	<ul style="list-style-type: none"> TEAS等の環境マネジメントシステムの導入 グリーン購入・調達推進 環境に配慮した事業活動の推進 リサイクルに配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売 過剰包装、レジ袋等の使い捨て資材の抑制 実効性ある廃棄物処理計画の策定と減量化の推進(多量排出事業者)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理が将来にわたる公共サービスとして持続するよう一層のごみ減量・リサイクル方策を含む一般廃棄物処理計画の策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等に対する普及啓発とごみ処理に関する積極的な情報提供 ・グリーン購入・調達推進等（自らの率先行動と事業者や住民に対する奨励） ・自らの業務（庁舎管理、公共事業等）で発生した廃棄物の減量・リサイクルの推進 ・住民・事業者等との協働・連携によるリサイクルシステムの構築 ・学校や地域における環境教育・環境学習の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・事業者・民間団体への幅広い支援 ・県民や事業者等に対する普及啓発・積極的な情報提供 ・市町村のごみ処理に関する技術的助言 ・グリーン購入・調達推進等（自らの率先行動と県民・事業者等に対する奨励）とグリーン製品の利用促進 ・自らの業務（庁舎管理、公共事業等）で発生した廃棄物の減量・リサイクルの推進 ・広域的な環境教育・環境学習の推進

エ 施 策

Ⅲ-1-1 【重点】地域の实情・廃棄物の特性に応じたごみ減量リサイクルシステムの構築

① ゼロ・エミッションエリアの創造

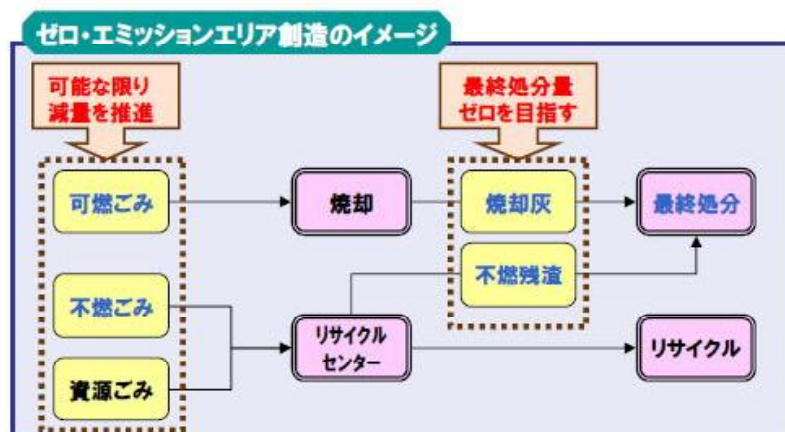
- ・ゼロ・エミッションを目指すモデル的な地域循環圏の形成を推進するため、市町村を超えた圏域レベルでゼロ・エミッションの実現に向けた課題及び改善方策を検討し、住民、事業者、行政の協働・連携による推進プランの策定及び実践活動を支援します。

* ゼロ・エミッション：発生するすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物の排出（エミッション）をゼロにすることを指すもの

<取組例>

圏域レベルのごみ減量・リサイクルシステム支援

市町村の枠を超えた圏域レベルでの不燃物（小型廃家電等）の資源回収システムの構築、可燃物（生ごみ、紙おむつ、紙ごみ等）の減量リサイクルシステムの構築、焼却灰のリサイクルの推進等に対する支援をします。



② 市町村等のモデル的な取組の推進

- ・ 市町村等が行う「ごみ減量・リサイクル」の取組を推進するため、モデル的な取組に対して支援を行うとともに、有識者で構成する「外部評価委員会」で普及拡大に向けた検討を行います。

<取組例>

生ごみや紙オムツの減量・リサイクル支援

可燃物でウエイトの大きい生ごみの分別回収による液肥化、紙オムツの分別回収による燃料化（ペレット成形）等に対する支援をします。

【移動式生ごみ液肥化施設】



【紙おむつ燃料化施設】



③ 産学官が連携したごみ減量・リサイクルの推進

- ・ 排出事業者、リサイクル業者、民間団体、学術機関及び行政機関で構成する「とっとり環境イニシアティブプロジェクトチーム リサイクル推進検討ワーキンググループ」を設置し、地域の特性や廃棄物の性質に応じたより効果的なリサイクルの推進方策の検討を進めます。

Ⅲ-1-2 【重点】 4R実践活動の拡大

① ごみ減量・リサイクルに意識の高い民間団体を通じた実践活動の拡大

- ・ 4R実践活動を県民運動として展開するため、意識の高い民間団体への活動支援や、効果的な資源回収システムの構築を促進するとともに、ホームページ等での情報発信により4R実践活動の県民運動化を図ります。

<取組例>

民間団体による実践活動の拡大

鳥取県連合婦人会など県域レベルの民間団体が組織的に取組む生ごみの水切り・堆肥化、ミックスペーパーの分別徹底等の普及活動について支援を行うとともに、市町村と連携して地域住民への普及を推進します。

【段ボール堆肥研修会】



【ミックスペーパーの分別の例】



② ごみの発生抑制等の普及啓発の推進

- ・ ごみ減量リサイクルを進めていくためには、まずは発生抑制を推進していくことが必要なことから、マイバックを活用し不要なレジ袋を断ったり、食品は必要なものだけ買って食べ残したりしないような取組について、環境教育等を通じて普及に努めます。
- ・ 併せて、生ごみの堆肥化やミックスペーパーの分別徹底等によるリサイクルの推進について、実践活動の拡大を図ります。
- ・ また、製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却するデポジット制度についても県内で取組まれている事例があることからその効果を検証していきます。

Ⅲ-1-3 排出事業者の自主的な取組の推進

① 多量排出事業者に対する指導の徹底

- ・ 多量排出事業者は、毎年度、廃棄物処理法により産業廃棄物処理計画の策定と報告が義務づけられていることから、排出抑制やリサイクルについてきめ細かく指導・助言を行います。また、提出された処理計画と実施状況報告書を県がホームページにより公表し、事業者の自主的な取組を促進します。

② 適正管理等に関する普及啓発

- ・ 排出事業者の自主的な廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進するため、産業廃棄物適正管理セミナーなどの講習会の開催や、メールマガジン等による情報発信を積極的に行います。

③ 模範となる排出事業者等の表彰

- ・ 廃棄物の減量・リサイクルに取り組む個人や事業所に対して、その功績をたたえ表彰し、優良企業を広く公表することで、県民及び事業者の廃棄物の減量・リサイクルに対する意識の高揚を図ります。

【鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰】



Ⅲ-1-4 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

① 建設廃棄物のリサイクルの徹底

- ・ 一定規模以上の解体工事については、建設リサイクル法に基づく届出及び特定建設資材廃棄物（木くず、がれき類）のリサイクルが義務づけられていることから、廃棄物処理法と建設リサイクル法の担当部局が連携し、解体工事等の監視指導を行うことにより建設廃棄物のリサイクルを徹底します。

② 産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減

- ・ 排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とする産業廃棄物処分場税により、排出削減に対する経済的な動機付けを行い、産業廃棄物の最終処分を抑制します。

Ⅲ－２ リサイクル産業の振興

ア 目 標

- ・ 持続可能な循環型社会の形成を進めていくためには、4R社会の実現に向けた取組と併せて、リサイクル産業の振興を推進していくことも重要であることから、リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備に対する支援等を行うとともに、本県のリサイクル産業の強み等を踏まえた方策を構築し、リサイクル産業の振興への取組を強化します

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
リサイクル事業の新規事業化企業数	－	+40社 (平成22年度末比)
リサイクル産業における雇用の創出	－	+20人 (平成22年度末比)
グリーン商品の認定数	341件	421件

イ 現状と課題

- ・ リサイクルの対象となる循環資源は、排出場所が家庭や事業場等点在していることで効率的な回収が困難である場合や、市場性のあるリサイクル原料として利用するには排出量が少量である場合など特徴的な性質を有するため、品質面、数量面で安定した回収システムを構築することが課題となっています。
- ・ リサイクル商品は、材料に廃棄物やバージン原料ではない再生品を含むことから品質面に懸念を生じさせる場合があり、また一般的に価格面でも不利になる場合が多く、販路開拓や利用促進の足かせとなっている現状があります。
- ・ 新技術や新製品の開発・実用化の促進には大学等が保有する技術力の活用が有効ですが、実用化の見極めが難しく多額の経費も必要であり、中小企業が多い県内のリサイクル関連企業には研究開発投資や設備投資のリスクも大きいところです。
- ・ この分野特有の課題等の解決を産学官で図りつつ、地域でのリサイクルや県の経済活性化を支える存在としてリサイクル産業の確立と成長を引き続き支援していくことが必要です。

ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における資源回収や市町村の分別収集への協力 ・ 環境保全に熱心な事業者の取組みへの積極的な参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発のリサイクル商品等の積極的利用 ・ リサイクル産業への新規参入及び技術協力

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発のリサイクル商品等の積極的利用 ・ 住民・事業者等との協働・連携による公的負担・経済的負担の観点からも持続可能なリサイクルシステムの構築 ・ 地域循環の仕組みを支えるコミュニティビジネスの振興・育成
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル技術・製品の創出と産業化に向けた支援 ・ 県内発のリサイクル商品等の積極的利用と啓発 ・ リサイクル産業のニーズに応じた支援

エ 施策

Ⅲ-2-1 【重点】本県のリサイクル産業の強みを生かしたリサイクルビジネスの推進

① 本県のリサイクル産業の強みを生かしたリサイクルビジネスの推進

- ・ 本県にはこれまでリサイクル新技術・製品開発への支援を通じて創出された多くの技術・製品がありますが、現在の国内外・県内外のリサイクルニーズ等を踏まえ、本県のリサイクル産業を牽引する強みとなりうる技術・製品を再度精査し、リサイクルビジネス推進アクションプランとして深掘りします。
- ・ 今後、更にリサイクル産業の成長を図るため、市場を獲得できる可能性の高い分野により集中してサポートできるよう、支援体制の強化や産学官による研究会の設置など、新たな技術や産業の創出へ繋がるよう支援します。

<取組例>

複数の独自技術を活用したガラスリサイクルの推進

県内の民間企業や公設試験研究機関等が保有する独自技術を活用し、従来のビン等に加え、ブラウン管ガラス、自動車ガラス、蛍光管ガラス等のリサイクルを推進します。

【廃蛍光管リサイクル回収車】



【リン酸吸着発泡ガラス】



【ブラウン管ガラス】



<取組例>

農業利用やエネルギー利用が可能であるバイオマスリサイクルの推進

本県の豊かな森林資源や水産資源等からの廃棄物リサイクルに繋がり、県内で盛んな農業での利用や、今後ニーズの高まりが予想されるエネルギーとしての利用が期待できるバイオマスリサイクルを推進します。

【木質ペレット】



【リサイクル液肥で栽培した野菜の販売】



Ⅲ-2-2 リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援

① リサイクル新技術・製品開発への支援

- ・ リサイクル関連の新技術や新製品の開発に当たっては、実用化の見極めが難しく多額の経費が必要となることから、優れた研究成果等を製品化・事業化に発展させるために県内の企業、大学等が取り組む研究開発に対して支援を行います。

② リサイクル施設整備への支援

- ・ 県内で排出される廃棄物を地域資源として活用するリサイクル産業の育成や廃棄物の排出抑制を図るため、金融機関からの融資により廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業に対して金利負担の軽減を図ります。
- ・ また、廃棄物の燃料化や汚泥の堆肥化などリサイクルによる製品の製造を行う企業が、雇用を伴う工場の新・増設を行う場合、その投資額の一部を助成することで、雇用機会の拡大とリサイクル産業の成長を図ります。

③ リサイクル産業クラスターの形成支援

- ・ 企業、大学、試験研究機関等の取組をコーディネートし、技術・製品開発から販路開拓までを連携して実施できるリサイクル産業クラスターを形成するため、財団法人鳥取県産業振興機構にリサイクル産業クラスターコーディネーターを配置しリサイクルビジネスの創出を支援します。

* リサイクル産業クラスター：

クラスターとは「ブドウの房」という意味。一つのテーマに対し、ブドウの房のように産学官の様々なメンバーが参画した地域人的ネットワークを形成して新たなリサイクル産業を創出するもの

④ 事業性のあるリサイクルビジネスモデルの創出支援

- ・ 優れたリサイクル技術・製品などを有する県内のリサイクル関連企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとして成立が困難とされてきた分野において、事業性を有した新たなリサイクルビジネスモデルを創出しようとする事業を支援します。

⑤ 公設試験研究機関による先進的なリサイクル技術等の確立

- ・ 廃ブラウン管テレビ、薄型テレビ等から重金属を分離する技術を開発するとともに、分離された重金属類を資源として再生利用し、無害化されたガラス等を再生製品化する技術を確立します。

- ・ 最終処分量を削減するため、一般廃棄物の焼却施設及び熔融施設から発生する焼却灰及び熔融飛灰のリサイクル技術（焼却灰の無害化处理・資材化、熔融飛灰に含まれる金属類（亜鉛、鉛等）の分離）を確立します。
- ・ 小型電気電子製品等に含まれるレアメタル等のリサイクルを促進するため、メタル分離・濃縮技術の開発を行います。

Ⅲ-2-3 リサイクル製品の利用促進

① 鳥取県グリーン商品認定制度と利用促進

- ・ 循環資源（廃棄物、間伐材等）の有効利用を促進するため、県内で発生した循環資源を利用し、製造・加工された商品を、鳥取県認定グリーン商品として認定し、県ホームページやパンフレットでの紹介により販路開拓を支援するとともに、県の優先調達基準等を見直し更なる公共利用の促進を図ります。

鳥取県認定グリーン商品認定マーク



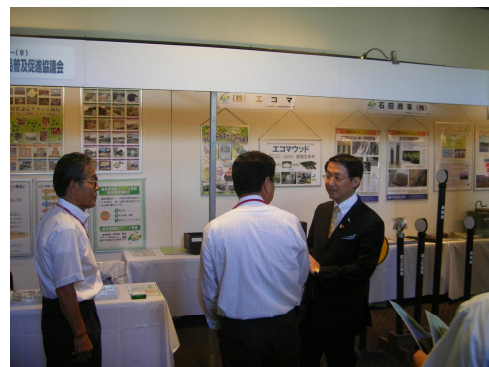
② リサイクル製品の販売促進

- ・ リサイクル製品はその販路の確保が大きな課題のひとつであることから、グリーン商品認定企業等を対象に、県外展示会等に出展する際の経費及びその後のフォローアップ経費を助成することで、県外への販路開拓を支援します。

③ 産学金官の連携による環境ビジネスのマッチングと交流促進

- ・ 産学金官（産業界・学術機関・金融機関・行政）の関係者が相集い、情報交換や商談を行うビジネス交流会を開催することにより、円滑に環境ビジネスに新規参入できる土壌を育成するとともに、県外からのバイヤー招聘等を通じて、リサイクル関連企業の商談等の活発な交流を促進します。

【環境ビジネス交流会の様子】



Ⅲ-2-4 地域の強みを活かした更なるリサイクル産業の育成に向けて

① リサイクルポートに指定された境港の活用

- ・ リサイクル物流発展のため、平成23年3月に設置した「境港リサイクルポート推進協議会」により境港のリサイクル物流を円滑に進めるための効率的な港湾利用の調整や周辺環境への配慮などの調整を行うとともに、更なる利用促進等に向けた情報発信等を行います。
- ・ RPFやガラス再生粉の海外へのトライアル輸送（試験輸送）により品目ごとの物流の課題抽出・検証を行って本格輸送へつなげ、境港の静脈物流の取扱量の増加を図っていきます。
- ・ また、循環資源のニーズ等を勘案し、陸置期間や野積み高さなどの境港における循環資源の取り扱いの規制を緩和するとともに、リサイクル貨物の荷崩れ防止・原木等の貨物との区分けを行う擁壁などの積替保管施設等の港湾施設整備を行っていきます。

② 地域ぐるみのモデル的取組によるリサイクルビジネスの育成

- ・ 排出事業者、リサイクル業者、民間団体、学術機関及び行政機関で構成する「とっとり環境イニシアティブプロジェクトチーム リサイクル推進検討ワーキンググループ」を設置し、リサイクルに取り組む企業と市町村とのマッチングや課題解決を図るとともに、市町村が企業等と連携して地域を挙げて取り組むモデル事業への支援等を通じて、地域におけるリサイクルビジネスの確立と成長を支援します。

Ⅲ－３ 低炭素社会との調和

ア 目 標

- ・ 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制や再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
廃棄物由来のエネルギー・熱回収に取り組む事業者数	2件	10件
熱回収施設設置者の認定数	0件	5件

イ 現状と課題

- ・ 今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となっており、低炭素社会づくりや新エネルギーの視点からも、廃棄物系バイオマスの利活用が求められています。
- ・ このため、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制や再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用していくことが必要です。

ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	・ 行政や事業者への提言
事業者	・ 廃棄物系バイオマスの利活用
市町村	・ 焼却施設におけるエネルギー・熱回収の推進
県	・ 下水処理場における汚泥のエネルギー利用等の推進 ・ 市町村、事業者等への情報提供、指導・助言

エ 施 策

Ⅲ-3-1 【重点】革新的なりサイクル技術の活用

① とっとりリサイクルイノベーションの推進

- ・ 革新的なりサイクル技術の活用により、廃棄物系バイオマスのバイオコークス化、バイオエタノール化等の取組を推進し、市町村、学術機関、民間事業者等と連携して新たなリサイクルシステム構築を推進します。
 - * バイオコークス：木材等のバイオマスを原料として作られる固形燃料で、石炭コークスの代替燃料として利用される
 - * バイオエタノール：木材等のバイオマスを原料として作られるエタノールで、石油代替燃料として利用される。

＜取組例＞

廃棄物系バイオマスの利活用推進

木質バイオマスからバイオエタノール及び高付加価値材料であるリグノフェノールを製造するシステムやバイオコークス化、生ごみのバイオエタノール化等を推進します。

* リグノフェノール：木材から新たな手法により得られる、高分子で、熱硬化性樹脂等として用いることが可能な物質

Ⅲ-3-2 温室効果ガスの発生抑制

① 廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制

- ・ 4Rを推進することにより、廃棄物の発生をできる限り削減し、焼却施設から発生する温室効果ガスの発生を抑制します。

② 収集運搬に低炭素自動車を導入による温室効果ガスの発生抑制

- ・ 廃棄物運搬車について、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を活用した低公害車及び次世代低公害車等の整備について活用を推進します。

Ⅲ-3-3 廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

① 市町村焼却施設のエネルギー・熱回収の推進

- ・ ごみ焼却施設における発電効率または熱回収率を高め、そこから回収されるエネルギーの有用性について積極的に情報提供を行い、市町村焼却施設の廃棄物由来のエネルギー活用に向けた取り組みを推進します。

【米子市クリーンセンター（蒸気タービン発電）】



② 民間焼却施設のエネルギー・熱回収の推進

- ・ 平成22年度の廃棄物処理法の改正により熱回収施設設置者の認定制度が創設されたことから、熱回収施設設置者認定制度の円滑な運用を図っていきます。

③ 中小企業者による廃棄物系バイオマスの利用促進

- ・ 中小企業者が、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の新

エネルギー設備の導入を行う場合に助成を行い、廃棄物系バイオマスの利用を促進します。

④ 廃プラスチック等のRPF化の推進

- ・ これまで焼却又は埋立処理されていた廃プラスチックや古紙等のRPF化を促進し、化石燃料の代替エネルギーとして有効利用を図っていきます。

* RPF：主にマテリアルリサイクル（材料リサイクル）が困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料

⑤ 紙おむつの資源化の推進

- ・ ごみの減量化に大きな影響を与える紙おむつについて、伯耆町がペレット燃料化による再資源化を計画していることから、この取り組みをモデル事業として積極的に支援するとともに、県内市町村へ普及を図ります。

⑥ 下水道汚泥の資源化の推進

- ・ 天神浄化センター（天神川流域下水道）において焼却し埋立処分している下水道汚泥について、嫌気性消化により発生するバイオガスのエネルギー利用を積極的に推進します。

- ・ 県内の民間業者が、下水道汚泥の炭化・燃料化を計画していることから、計画の進捗に併せ、市町村に情報提供を行い、下水道汚泥の燃料化を推進します。

* バイオガス：汚泥、生ごみ、家畜のふん尿等のバイオマスを発酵させて得られるガス

⑦ 畜産バイオマス等のエネルギー利用の推進

- ・ 畜産バイオマス、木質バイオマス等を利用した自立型エネルギー供給システムの導入について、鳥取県立農業大学校でモデル事業を実施し普及に向けた検証を行います。

⑧ 廃棄物等に由来する燃料の利用推進

- ・ 木質ペレット、RPFなど廃棄物等に由来する燃料について、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて利活用の促進に努めます。

Ⅲ－４ 廃棄物の適正処理体制の確立

ア 目 標

- ・ 優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、周辺の生活環境の保全に配慮しながら適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保を行い、適正処理体制の確立を目指します

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数	0件	1件
優良産業廃棄物処理業者認定業者数	0件	30件

イ 現状と課題

- ・ 管理型の産業廃棄物最終処分場は、県の産業振興及び県民生活の福祉向上等にとって必要な施設であります。現在は県内にないことから早期に整備が必要となっております。
- ・ 将来にわたって生活環境の保全に努めていくため、優良な処理業者の育成やマニフェスト制度の適切な運用等により、産業廃棄物の適正処理を推進していく必要があります。
- ・ 不法投棄の発見件数は増加傾向から減少傾向に転じていますが、引き続き不法投棄対策が必要な状況にあります。

ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育、環境学習や環境美化活動等への参加・協力 ・ 不法投棄（ポイ捨て）防止、不適正処理防止の実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への負荷が極力抑えられるようリサイクル等による廃棄物の適正処理の推進 ・ 優良廃棄物処理業者への委託等適正な処理及びマニフェスト制度の遵守 ・ 環境美化活動や資源回収等地域活動への積極的参画
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた安全で安心なごみ処理施設の整備と運営管理 ・ 学校や地域における環境教育・環境学習の推進 ・ 散乱ごみや不法投棄の防止対策の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良廃棄物処理事業者の育成、監視指導の徹底等による産業廃棄物の適正処理推進 ・ 適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保の推進 ・ 鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進と不法投棄等不適正処理に対する監視・指導

工 施 策

Ⅲ-4-1 【重点】適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保

- ① 公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の確保
 - ・ 県・市町村・民間企業の共同出資により設置された財団法人鳥取県環境管理事業センターが進めている管理型産業廃棄物最終処分場の確保に向けた取り組みについて、県としても積極的に関与しながら、市町村や関係事業者等と協力し推進します。
- ② 国の財政支援制度を活用した市町村の廃棄物処理施設の確保
 - ・ 市町村の焼却施設の多くが老朽化等により、基幹的設備改良や新設をしなければならない時期にあることから、設備改修や新設を行う際には、国の財政支援制度（循環型社会形成推進交付金）が十分活用され、廃棄物処理施設の延命化や熱回収などエネルギー活用に向けた取組などが促進されるよう必要な助言等を行います。
- ③ 適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保
 - ・ 廃棄物処理施設設置手続条例の適切な運用により、設置者と関係住民との間の紛争を予防し、紛争が生じたときは県が紛争解決のための調整を行い、周辺的生活環境の保全に配慮しながら、適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保に努めます。

Ⅲ-4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

- ① 優良な処理業者の育成
 - ・ 国の優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及啓発を図るなど、排出事業者が安心して優良な処理委託業者の選択ができるように排出事業者（特に多量排出事業者）に対して情報提供等を行います。
 - ・ ごみ減量・リサイクルに取り組む事業者に対し、その功績をたたえ表彰し、優良企業を広く公表します。
- ② マニフェスト制度による適正処理の推進
 - ・ 産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適切な運用を図ります。
 - ・ 産業廃棄物の処理状況を即時に把握・確認できる電子マニフェストについて、排出事業者や処理業者等への普及啓発に積極的に取り組みます。
- ③ 監視指導の徹底
 - ・ 廃棄物処理施設監視要領に基づき、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設の立入検査により処理状況を確認するとともに、環境への負荷が最小限に抑えられるよう指導します。また、不適正処理については、法令に基づき厳正な指導監督を行います。
- ④ 特別管理産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 排出事業者に対しては特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会において啓発を行

うとともに、処理業者に対しては立入検査により適正処理が確保されるよう厳正な指導監督を行います。

Ⅲ-4-3 不法投棄の撲滅

① 関係機関と連携を強化した不法投棄防止対策

- ・ 県、警察、国、市町村で構成する「産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会」において、関係機関が連携して不法投棄防止対策を実施します。
- ・ 各総合事務所に配置した「廃棄物適正処理推進指導員」と市町村の担当職員等と連携した不法投棄等監視活動を強化し、不法投棄及び野外焼却等の未然防止と早期発見に努めます。
- ・ 産業廃棄物は、県域を越えて移動・処理されることから、島根県、兵庫県等の隣接県と連携を強化し、産業廃棄物収集運搬車両の合同検問等を積極的に行います。

② 多様な主体による監視体制の強化

- ・ 民間4団体と不法投棄の情報提供に関する覚書を締結しており、これらの団体と協力・連携するとともに、関係団体の拡大を図り監視体制を強化します。
- ・ 不法投棄多発場所に、高感度の監視カメラを設置するほか、市町村と連携して無人警報装置・警告看板を設置するなど不法投棄の未然防止に努めます。
- ・ 一般県民の方からは、「不法投棄110番」を通じて、不法投棄、野外焼却等の情報提供を受けるなど、関係機関と連携して不適正処理の撲滅に努めます。

③ 普及啓発の推進

- ・ 「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、県民、事業者、行政機関等が一丸となって環境美化の推進に努めます。
- ・ 広報紙・ホームページ等による積極的な広報、協力団体の車両や公用車への啓発マグネットシートの貼付等により県民・事業者のモラル向上を図ります。

【兵庫県との合同検問】



【不法投棄の情報提供に関する覚書締結式】



Ⅲ-4-4 海岸漂着ごみの処理の推進

① 海岸漂着ごみの処理体制の確保

- ・ 「海岸漂着物処理推進法」に基づき、地域計画を策定し、海岸管理者を中心に市

町村、住民・NPO等の多様な主体が連携した海岸漂着ごみの未然防止や処理体制を構築します。

- ・ 漂着ごみは、県内で投棄されたごみが河川等を経由して海岸に漂着するものもあるため、「海辺の漂着物調査」や、図書館巡回パネル展での展示等により、県民の漂着ごみに関する意識の醸成を図ります。
- ・ ハングル、中国語表記のある廃ポリ容器等が大量に漂着することもあるため、対岸諸国に対して要請をおこなうよう国に要望するとともに、県としても対岸諸国等に呼びかけを行います。

【ボランティアによる海岸清掃】



【海辺の漂着物調査】

